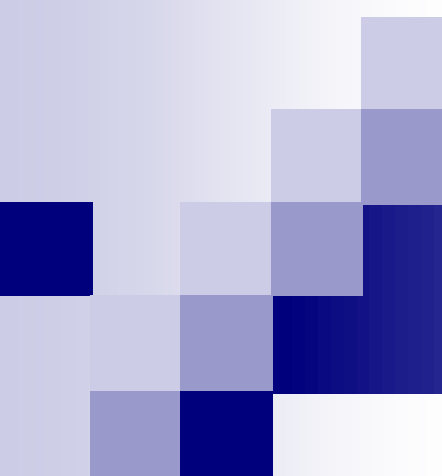




大阪市国民保護計画 変更案について

令和7年3月28日(金) 第5回大阪市国民保護協議会

大阪市国民保護計画の変更等



【大阪市国民保護計画について】

- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護）第35条の規定に基づき、市長が作成する計画
- 住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃等による災害への対処措置に関する事項を定める。

【変更の背景】

- 国民の保護に関する基本指針、本市組織改正等の変更及び統計数値の修正等

【変更の趣旨】

- 武力攻撃等から市民等の生命・身体及び財産を保護し、市民生活・市民経済に及ぼす影響が最小となるよう計画の見直しを図る。

国民の保護に関する基本指針等の変更に伴う変更

- ①核攻撃から避難の際の避難退域時検査及び簡易除染の実施の追加
- ②緊急一時避難施設の指定の推進、留意事項について記載を追加
- ③弾道ミサイル発射時のJアラートによる情報伝達、避難行動の周知について明記
- ④国民保護措置に係る訓練の具体的実施方針の追加 など

本市組織改正等に伴う変更

- ①本部名称及び各部分掌事務の変更
- ②事態認定時の動員種別及び指令の変更
- ③その他軽微な変更

統計数値の修正等

計画内での大阪市概要について、令和2年国勢調査結果、令和5年版大阪市統計書、令和5年消防年報等を踏まえた変更

避難退域時検査及び簡易除染の実施

(第2編 第4章 第4節 1市の役割 新旧対照表 P37)

【基本指針の変更内容】

放射性物質の汚染拡大を防止する措置に関する記述を追加



- 市長は、府知事等と連携し、警戒区域の設定等の措置を講ずるとともに、住民避難等(運送に使用する車両及びその乗務員を含む。)の避難退域時検査及び簡易除染その他放射線物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講ずる。

避難退域時検査及び簡易除染の概要

避難退域時検査

放射性物質が衣服や体の表面に付いているかどうかを調べることをいい、検査の結果、基準値を超える放射性物質が確認された場合には、簡易除染を行う。



簡易除染

簡易除染の方法は、避難退域時検査場所において、拭き取りや着替えにより行うことを基本としている。(原子力災害対策指針第3(5)⑤(ii))



緊急一時避難施設の指定の推進、留意事項

(第3編 第2章 第1節 4避難施設 新旧対照表 P42)

【基本指針の変更内容】

都市部に限らず地下施設等を避難施設に指定するよう配慮すること及び避難施設の収容人数を把握し、地域的な偏りなく、より多くの避難施設を指定するよう配慮することを明記

□ 避難施設の指定

- 区域の人口、防災のための避難所の指定状況など地域の実情を踏まえ、事態類型・事態例を念頭に置きつつ、住民を可能な限りを受入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握のうえ、避難施設を指定する。
- 弾道ミサイル攻撃による人的被害を軽減するため、国の方針に基づき緊急一時避難施設(地下施設及び堅ろうな建物)の指定を推進する。

本市の指定状況
(令和6年12月23日現在)

緊急一時避難施設の指定

指定数	令和6年12月23日時点	人口カバー率	令和6年12月23日時点
令和4年4月	607か所	令和4年4月	135%
	→ 751 か所		→ 152%以上
(地下施設: 99か所 → 201か所)		国の目標値: 令和7年度までに100%	

指定施設の例

- 【地下駅舎】 大阪メトロ、京阪、阪神、近鉄、ＪＲ 等
- 【地下街】 ホワイティうめだ、ドーチカ、阪急三番街、なんばウォーク、NANBAなんなん、なんばCITY、あべちか 等
- 【府・市有施設】 地下道（大阪駅前地下道等）、地下駐車場、地下駐輪場、市役所、区役所、区民センター、府庁舎、大阪国際会議場 等
- 【民間施設】 リソナ銀行、ＪＡ、キコーナ 等

緊急一時避難施設の指定の推進、留意事項

(第3編 第2章 第1節 4避難施設 新旧対照表 P42)

【基本指針の変更内容】

都市部に限らず地下施設等を避難施設に指定するよう配慮すること及び避難施設の収容人数を把握し、地域的な偏りなく、より多くの避難施設を指定するよう配慮することを明記

□ 指定情報の共有化と周知

- 避難施設の場所など避難を行うために必要な情報を、大阪市のホームページ並びに大阪防災アプリ等を通じて市民に周知する。

大阪防災アプリの機能（市HPへリンク/国民保護施設のマップ表示機能）

HPへの
リンク



マップ
表示





弾道ミサイル発射時のJアラートによる情報伝達、避難行動の周知 (第3編 第1章 第5節 広報・啓発 新旧対照表 P40)

【基本指針の変更内容】

平素からJアラートによる情報の伝達と弾道ミサイル落下時の行動の周知に努めることを明記



□ 広報・啓発

- 弾道ミサイル発射時において、住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム(J-ALEERT)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から市ホームページ等を用いて周知に努める。

大阪市ホームページでの周知

弾道ミサイルが大阪に飛来する可能性がある場合の対応等について

ページ番号：397769 2025年1月8日

日本への武力攻撃事態等への対処は、国民保護の観点から法律にのっとり、国の指示に基づき国及び地方公共団体が対応することになっています。大阪市では、市民の皆さまの生命や安全を守るために、国が武力攻撃事態等を認定する前であっても、大阪市として、取り得る対応を示す必要があります。そこで、実際に弾道ミサイルの発射を知らせる警報を聞いた際に市民の皆さまに取っていただきたい行動や、想定危機事態に応じた市の対応についてお知らせします。

ミサイル発射の警報を聞いたときの対応

全国瞬時警報システム(Jアラート)からのお知らせ

弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合、Jアラートシステムにより、国から地方公共団体を通じてミサイル発射の警報が瞬時に伝達されます。特に大阪に落下する可能性があると判断される場合は、屋内避難の呼びかけがあります。

具体的な取り組みとしては、武力攻撃がなされたことについて携帯電話にエリアメール・緊急速報メールでの伝達、防災スピーカーを通じてサイレンと音声による情報の伝達を行います。

国民保護措置に係る訓練の具体的実施方針

(第3編 第1章 第6節 訓練 新旧対照表 P41)

【基本指針の変更内容】

地下への避難訓練や様々な情報伝達手段を用いた訓練等を例示として追加



- 訓練は、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、警察、海上保安庁、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

大阪市における国民保護共同訓練の実施状況（主催：国、大阪府、大阪市）

- 弾道ミサイルを想定した住民避難訓練（実施日：令和6年12月17日）
場所：西梅田地下歩行者道路/参加人数：約50名
- 化学剤散布テロ対処訓練（実施日：令和7年2月4日）
場所：大阪メトロ夢洲駅/参加人数：約220名



本部名称及び各部分掌事務の変更

(第2編 第1章 第1節 新旧対照表 P13～26)

□ 市・区災害対策(緊急)本部の名称

「災害対策(緊急)本部」から「災害対策本部」に変更(地域防災計画に準じて変更)

□ 分掌事務

本市の組織改正等に伴い各部の分掌事務を変更(地域防災計画に準じて変更)

事態認定時の動員種別及び指令の変更

(第2編 第1章 第3節 新旧対照表 P27～28)

□ 動員種別

5号動員の廃止等(地域防災計画に準じて変更)

□ 動員の指令(いずれも、地域防災計画に準じて変更)

- ・危機管理監が動員指令していない場合の各所属長独自の動員指令について追記
- ・各所属長判断での動員種別の変更について追記



令和2年国勢調査結果、令和5年版大阪市統計書、令和5年消防年報等を踏まえた変更
(第1編第4章第1節～6節 新旧対照表 P1～12)

【最新値への更新】

□ 地勢、気候、人口

- ・国土面積、平均気温及び風速

□ 人口

- ・常住人口、外国人住民人口

□ 道路、自動車

- ・路線数及び総延長、自動車保有台数

□ 鉄道

- ・路線数、乗車人数

□ 地下街

- ・地下街箇所数、総面積

□ 高層建築物

- ・ビルの名称変更(さきしまコスモタワー、大阪ベイタワー)

パブリック・コメント実施結果及び今後の予定



パブリック・コメント実施結果

- ・ 意見等受付期間 令和6年12月23日から令和7年1月22日まで
- ・ 結果公表日 令和7年2月27日
- ・ 集計結果 意見なし

今後の予定

令和7年

3月28日 変更案について、大阪市国民保護協議会へ諮問

3月28日以降 大阪市国民保護協議会より答申を受理
大阪府と変更案を最終協議
市長決裁後、運用開始